

## 茅ヶ崎市役所前広場における今後の運用の考え方（素案）について

### 1. 趣旨

新庁舎建設に伴い整備された市役所前広場（以下「前広場」）は、平時は市民や来庁者の憩いの広場として、また災害時には災害対策スペースとしても活用できるよう設計され、令和2年に完成しました。

公共空間としての前広場がその特性を最大限に発揮し、本市の新たな活力を創出する拠点として運営されるための整備が求められました。このため、事業者や市民団体による前広場の活用意向を把握するため、令和4年7月から約3年間にわたりトライアルサウンディングを実施しました。

この度、これまでのトライアルサウンディングの結果を踏まえ、平時の「賑わいのある市民の交流の場、誰からも愛される市民の憩いの場」の実現を目指し、今後の前広場の運用に関する方向性を定めることとします。

### 2. トライアルサウンディング

#### (1) 目的

令和4年7月から約3年間にわたってトライアルサウンディングを実施し、民間事業者や市民団体の皆様に広く募集し、前広場を活用いただける機会を提供しています。トライアルサウンディングの目的は主に以下の2点です。

- ① 民間事業者や市民団体の皆様による事業・イベント等を参考に、前広場の特性や多様な活用方法を、公共空間の有効活用や賑わいの創出といった観点から把握すること。
- ② トライアルサウンディングの結果を踏まえ、今後の運用に向けた考え方を検討すること。

#### (2) 貸し出し条件

対象時間	8時30分～20時
対象エリア	茅ヶ崎市役所前広場（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号） 約4350平方メートル 1日につき1団体（全区画貸し出し） 
料金	無料
申込最大日数	各月1回（連続して5日以内）
応募方法	e-kanagawa・窓口
参加申込期限	使用希望日の2週間前まで
事業者の確定・通知	申込受付日から1週間以内
備品の貸し出し	無

### (3) 使用実績

#### ①総使用日数と使用率

トライアルサウンディングの実施期間における申請可能日数 771 日に対し、実際の総使用日数は 438 日となり、前広場の使用率は 56.8%です。

この期間の使用率は半数を超えており、多くの使用の意向が確認されました。特に、使用者の 9 割以上が市内事業者及び市内団体等であったことから、市内における高いニーズが把握されました。

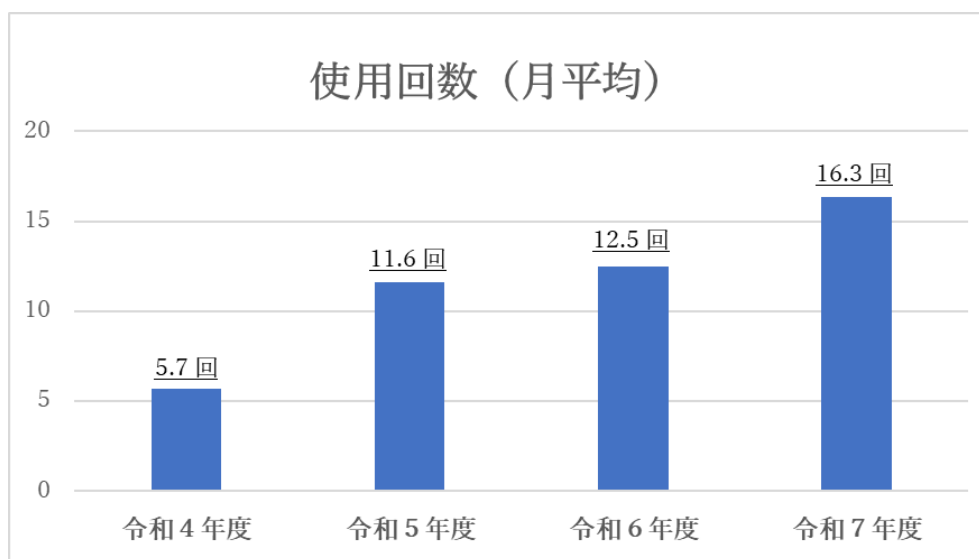
また、希望日が既に申請済みであったために使用に至らなかった使用希望者もいたことを踏まえ、この潜在的な需要を考慮すれば、使用頻度はさらに向上することが見込まれます。

期間	令和 4 年 7 月 29 日から令和 7 年 9 月 30 日まで (8 時 30 分から 20 時までの指定する時間)
使用可能日数	771 日
総使用日数	438 日
使用日率	56.8%

#### ②月平均使用回数の推移

以下のグラフは、各年度における前広場の月平均使用回数を示しています。令和 4 年度は月平均 5.7 回でしたが、令和 5 年度には 11.6 回、令和 6 年度には 12.5 回へと増加しました。令和 7 年度においては、9 月までの実施分として平均 16.3 回となります。

このような増加の背景としては、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、これまで活動が難しかった団体等も徐々に参加しやすくなったこと等が挙げられます。結果として、前広場の月平均使用回数は年々着実に増加しており、毎月継続的に前広場を使用される市内事業者及び市内団体等も見受けられるようになりました。これが今後の月平均使用回数の安定的な維持や向上に繋がるものと期待され、こうした実績の積み重ねは、今後の前広場の更なる安定的な使用に向けた確かな基盤となると考えています。



※令和 4 年度は 7 月～3 月までの 9 カ月、令和 7 年度は 4 月～9 月までの 6 カ月

※トライアルサウンディングでの使用回数 (市の主催、共催事業は除く)

#### (4) 使用後アンケート結果から見る前広場の評価

前広場使用者の声（令和4年7月から令和7年3月に実施した使用後アンケートより抜粋）

##### ① 広場の魅力（立地、広さ、雰囲気）

- ・公園のベンチでゆっくりコーヒーを飲みながら過ごしたり、芝生で子どもを見守りながら過ごしたりと、それぞれのペースで過ごせるのが良かったです。多様な過ごし方ができる空間が確保されているため、一人ひとりが自分の好きなように過ごせる点が気に入りました。
- ・芝生の前広場は、子どもから大人まで、幅広い年齢層がリラックスして過ごせる人気の場所だと感じました。見通しの良い環境と、芝生という安全性から、子どもたちが安心して遊べる点が特に魅力的です。この良好な環境を活かし、子育て支援の一環として、週末だけでなく平日にも、子育ての場やパパママ向けのイベントなどを開催できる余地があると考えます。
- ・市役所を訪れる用事のある人だけでなく、子どもを遊ばせる親御さんや犬の散歩をする人など、多様な人が集まることで自然と交流が生まれる、活気のある雰囲気だと感じました。

##### ② 今後の可能性

- ・平日に人通りがあることから、イベントなどを企画しやすい場所だと感じました。潜在的な需要も期待できるのではないのでしょうか。
- ・市役所の前広場は、茅ヶ崎市の顔とも言える場所であり、まちの魅力を発信する拠点としての役割を担えると考えます。市役所と市民が連携し、茅ヶ崎独自の才能やアイデアを活かした、他にはない魅力的な広場づくりを進めることで、素晴らしい成果が期待できると感じました。
- ・広いスペースを活かして、複数のイベントを同時開催し、幅広い年齢層が楽しめる企画を実施できるなど、多様な活用方法が期待できると感じ、ワクワクしています。
- ・活動を継続することで、より多くの人に認知され、更なる集客効果が期待できると考えます。例えば、私たちのお店では、昼食をとる暇もないほどの大盛況となり、大変嬉しく感謝しています。

##### ③ 今後の課題

- ・イベントへの集客増加のためには、広報活動の強化が重要だと考えます。市のホームページや広報紙などでの告知にご協力いただけると幸いです。

使用后アンケート結果によると、前広場はその立地、広さ、雰囲気、そして子育て支援の場としての魅力が高く評価されています。また、本市の情報発信拠点としての役割、多様な世代が楽しめるイベント開催といった、今後の活用に対する大きな期待も確認できました。一部では、イベントの成功による経済的な効果も報告されています。一方で、広報に関する支援等について、改良を求める意見も見受けられました。

#### (5) トライアルサウンディングによって得られた主な効果

使用者による前広場の月平均使用回数は、トライアルサウンディングを開始した令和4年度に比べて令和6年度には約2倍へと推移し、令和7年度におきましても約3倍近くになる見通しです。このように月平均使用回数が着実に増加している事実は、前広場における賑わい創出の可能性を具体的に示すとともに、今後の運用を検討する上での重要な基礎データとなりました。

使用者から寄せられた「平日でも一定の人通りがあり、企画しやすい」「市役所を訪れる用事のある人だけでなく、多様な人が集まる」といった声は、前広場が有する「良好な立地条件」という強みを具体的に裏付けるものとなりました。これは、単に来庁者だけでなく、近隣住民や通りすがりの人々など、多様な世代が自然と足を運ぶ開かれた空間であることを示しており、使用者にとっては、一定の集客が見込めるという大きなメリットとなりました。

また、「スペースが広いため、多様な世代が楽しめる企画が可能である」という評価もあり、前広場が有する「十分な広さによる企画の自由度の高さ」という特性が創造性豊かなイベント展開を可能にし、こどもから高齢者まで、あらゆる世代の人々がそれぞれの関心に応じて楽しめる場を提供できる可能性を秘めていることを示しています。これらの実体験に基づく好意的な評価は、前広場が有する魅力的な特性を再認識させ、これらの強みを最大限に活かした今後の活用方法を練り上げるうえで、有益な情報となりました。そのほかの声として、「安定して活動できる場を求めている」「地域貢献活動や文化的な啓発に適した場所を探している」といった活動の場に対するニーズの把握もできました。

このように前広場を通じて実際に賑わいが創出されたことは、トライアルサウンディングの目的の一つである「賑わいの創出」が達成されたことを意味します。その背景には、前広場が有する特性、すなわち「市の中心部にあり、市役所前に位置するという集客しやすい立地特性」と「多様な活動に対応できる十分なスペース」が、本前広場固有の強みとして十分に発揮された結果であると認識しており、今後の運用を検討していく上で重要な要素となります。

また、市内を拠点とする事業者や市民団体が前広場を実際に使用することで、各種事業やイベントに対する具体的な需要を把握できたことは、前広場の多様な活用方法の可能性を示し、公共空間を有効に活用するための施策を検討する上で欠かせない成果となりました。

さらに、トライアルサウンディングは、地域経済の活性化や人々が新しい交流を育む場としての価値も見出されました。例えば、前広場では様々な方がアイデアを出し合ったイベントや活動が行われ、地元の事業者によるキッチンカーや様々なブースも並びました。こうした活動は、前広場への来場者数を増やし、周辺地域における消費を促す等、地域経済の活性化にも寄与したと考えられます。同時に、イベントを通じてこれまで接点のなかった市民同士や、市民と地域団体・事業者が自然なかたちで出会い、交流をする貴重な機会を生み出す場としても機能することが確認されました。来場者は新たな商品やサービス、活動に触れ、実施事業者は新たな顧客や協力者と出会うこと

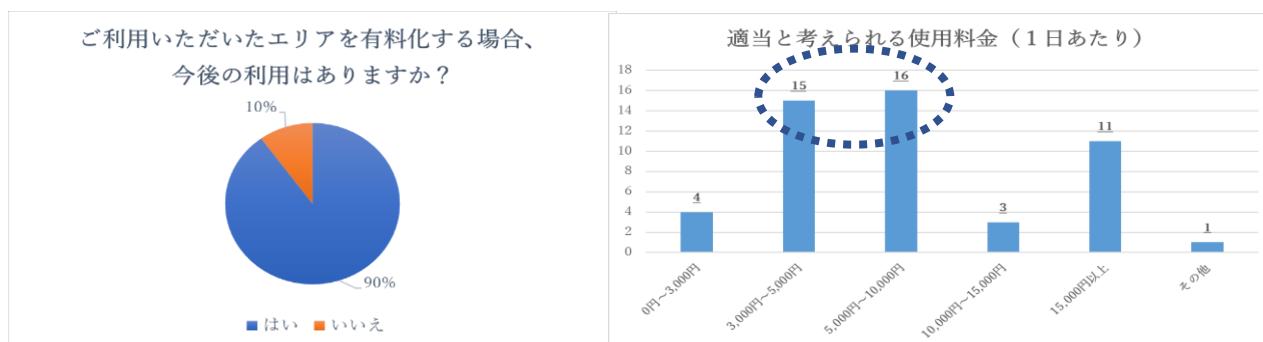
で、両者にとって新たな繋がりを形成する場となり、既存の活動が一層その輪を広げ、活性化していくきっかけとなったものと推察されます。

これらの結果から、トライアルサウンディングを通じて見られた経済活動や地域経済への効果に加え、本市の最大の資源である人と人が集うことで新たな価値が創造される「賑わいのある市民の交流拠点」として前広場が機能し得ることと認識しています。

## (6) 今後に向けた使用者意向

### ①使用料金

今後の運用を見据え、これまでトライアルサウンディングに参加された使用者を対象に実施した使用後アンケートの結果、約 9 割の使用者から有料化となった場合においても「継続して（前広場での活動を）実施したい」との回答がありました。このことから、使用料金の徴収に関しても一定の理解が得られたものと認識しています。ただし、継続使用の意向の中には、「使用料金が適正な範囲であれば検討したい」あるいは「実施したい気持ちはあるものの、運営資金の都合で難しいケースも想定される」といった、料金設定や運営条件に関する声も含まれていました。また、使用後アンケートにて、適当と考えられる使用料金について確認した結果は、以下のグラフのとおりです。最も多くの回答が、5,000 円～10,000 円に次いで 3,000 円～5,000 円程度の範囲に集中しています。



### ②複数団体による同日使用

トライアルサウンディングでの運用は原則として全区画を 1 日 1 団体への貸し出しとしており、希望日が既に申請済みであったために使用に至らなかった使用希望者もいました。この状況を踏まえ、より多くの使用機会を提供できるよう検討します。

## 3. 今後の運用の方向性

### (1) 前広場の今後の運用により目指す姿

供用開始以来、そして約 3 年間にわたるトライアルサウンディングを通じ、前広場は、その豊かな潜在能力と多様な活用の可能性を確認できました。これらの貴重な成果と、市民や使用者から寄せられた多くの意見を踏まえ、令和 8 年 3 月 31 日をもってトライアルサウンディングを終了とし、令和 8 年 4 月 1 日より運用を変更いたします。

今後の運用において目指す姿は、この前広場が、単に人々が集う場所であるだけでなく、地域住民や多様な団体が主体的に活動を展開し、新たな価値を創造し、地域経済の活性化にも寄与する、賑わいと交流の拠点です。トライアルサウンディングでその可能性が示されたように、こどもから

高齢者まで多様な世代が安心して過ごせる憩いの場、子育て支援の場としての活用、市内事業者の地域経済活性化への貢献、さらには行政と市民が連携して本市ならではの文化や魅力を発信するプラットフォームとしての役割を強化します。

これにより、前広場が市民一人一人にとって「自分たちの場所」となり、本市の都市としての魅力をさらに高め、多くの人々に愛され選ばれる街づくりに貢献していくことを目指します。

## (2) 使用許可の範囲と使用料金の考え方

### ① 使用許可の範囲

前広場の使用については、「茅ヶ崎市市有財産規則」に基づく、行政財産の目的外使用許可とします。その使用許可の範囲は、公共団体および公共的団体等が公用または公共用、その他公益上の目的で使用する場合は、民間事業者や市民団体等が本市の賑わいの創出や交流の場の形成を通じて茅ヶ崎市の魅力を発信するために使用をする場合に許可することとします。

前広場の使用を許可する例は、次のとおりとします。

- ・ 食堂又は売店を設けるために、テント若しくはキッチンカー等を設置する場合。
- ・ 健康の維持増進又は文化及び教養の向上を目的とし、舞台若しくは展示物等を設置する場合。

### ② 使用料の考え方

前広場の運営にあたり、使用后アンケートに費用負担に関する一定の理解を得られたこと並びに継続した使用への意向が確認できたことを踏まえ、使用料を徴収します。

また、使用料については、前広場が庁舎と一体の広場という位置づけであることから「茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例」に基づき算定します。地価により使用料は変動します。

なお、前広場での電気・水道の使用については、現状の設備では、使用者ごとの使用量を正確に把握することが困難なため、使用はできないものとします。

## (3) 複数団体による同日使用

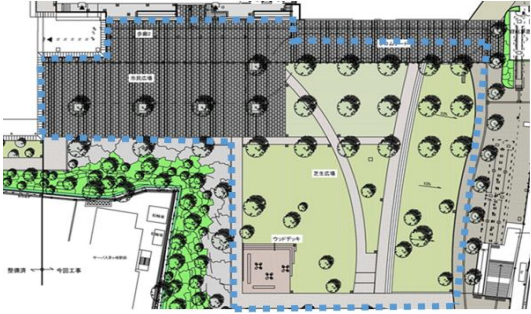
多くの使用者へ使用機会を提供する必要性を踏まえ、複数団体による前広場の同日使用を可能とします。

## (4) その他運営に関する検討事項

イベントの周知については、より多くの皆様にお越しいただけるよう、使用者との情報共有を密にしながら本市の公式ホームページや各種広報媒体を活用し、周知活動を支援します。

また、1日に複数団体の使用を可能とすることで前広場の使用頻度があがることを見込まれるため、管理についてはこれまで以上の策を講ずる必要があると認識しています。今後は実際の使用に則した基準等を明確にし、ルール整備をしていきます。

(5) 貸し出し条件

対象時間	8時30分～20時
対象エリア	茅ヶ崎市役所前広場（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号） 約4350平方メートル（1日につき複数団体の貸し出し可） 
申込最大日数	各月7日以内
応募方法	電子申請・窓口
参加申込期限	使用希望日の2週間前まで
事業者の確定・通知	申込受付日から1週間以内
備品の貸し出し	無

## 使用料について

使用料については、茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例第3条第1項第1号に基づき、算定します。

(算式)

土地の使用料=使用部分にかかる土地の価格<sup>※1</sup> × (3/100) × (使用許可日数/365日)

※1

$$\frac{\text{近傍の公示価格等（前年度）}}{\text{上記の土地の㎡評価額（前年度）}} \times \text{使用土地の近傍類似価格（前年度）} \times \text{使用面積}$$

(参考例)

区分	面積	使用料
フードトラック (1.5 t)	15 m <sup>2</sup>	438 円
テント (10 m <sup>2</sup> )	10 m <sup>2</sup>	292 円
テント (20 m <sup>2</sup> )	20 m <sup>2</sup>	584 円
長机	1 m <sup>2</sup>	29 円
パイプ椅子	1 m <sup>2</sup>	29 円
のぼり	1 m <sup>2</sup>	29 円